

レンタル契約条項（お客様控え）

ウェッジグループ（以下甲という）の商品をご利用いただきありがとうございます。お客様（以下乙という）に甲所有の商品及び、その商品のすべての付属品をご利用いただくにあたって次のことをお約束していただきます。

1. このレンタル契約は乙に商品をお貸し（レンタル）するものです。
2. 甲は、乙に表記契約書の商品を、表記契約書の期間、表記契約書の料金にてレンタルいたします。
3. 商品が乙の手元に渡った時点から、乙の手元を離れるまでの期間の料金を頂きます。
4. レンタル料金の支払方法・・・初回取引は原則「代引き」「先振込」「集金」
5. レンタル期間中は途中で解約された場合であっても、レンタル期間中の料金は頂きます。
6. レンタル期間が満了（お約束の返却予定日）するまでに商品を返還していただきます。もし商品が、お約束の期日より遅れて返却された場合には加算料金（延長料金）をいただきます。
7. 乙がこの契約に違反された場合には、甲は特段の通知、催告なしでこの契約を解除することができるものとします。この場合、乙はただちに商品を返還しなければなりません。契約が解除された場合であっても甲が商品の返還を受けるまでのレンタル料金と別途加算料金をいただきます。
8. 商品は日本国内にて、商品の使用目的にあったご使用のみにしていただき、商品の利用保管については十分ご注意ください。
9. 甲は、随時、商品の保管状況を点検できるものとします。
10. 商品を甲に返還される場合に、通常の使用による消耗、減価以上に商品が破損し、修理が必要とする場合には、修理代金に相当する費用を弁償していただきます。
11. 商品について第三者が差押、仮差押または権利主張するおそれがある場合直ちに甲宛にその旨を通知していただきます。
12. 乙は商品を譲渡、質入、転賃、占有、移転等の処分をしてはいけません。また商品を改造、改装してはいけません。
13. 商品に構造上の欠陥があり修理しても乙のご使用目的を達成できない場合、直ちにご連絡いただくものとします。代替品がない場合は表記契約書のレンタル料の払い戻しをもって一切の責任を免れるものとします。
14. **商品が乙の手元にある間に返還不能及び修理不能の状態になった場合はレンタル期間中の料金（期間を越えておれば、その期間の加算料金）の他に甲が一定の基準により算出したその商品と同額（返却レポート記載金額）を弁償していただきます。乙が上記金額を甲に支払われた場合には、商品は乙の所有になります。**
15. 乙が商品を使用される場合には「取扱説明書」及び甲による取扱い説明に従ってお使い下さい。ご使用、乙の不注意、使用目的以外のご使用により生じた損害については甲は一切の責任を負いません。
16. **乙の手元に渡った日に必ず、動作確認を行ってください。その際、動作が正常でない時は至急連絡をお願いいたします。到着日当日にご連絡が無かった場合には、到着時点で商品に問題が無かったものとしレンタル契約が成立したものとさせていただきます。**
17. 甲は操作機能確認の上乙に商品をお渡しした後、乙に生じた使用目的を達しない等の損害については、一切責任を負いません。
18. もし乙との間に、この契約に関して紛争を生じた場合には、第一審の管轄裁判所は甲の本社を管轄する地方裁判所とします。
19. 乙は、甲に対し、本件契約時において、反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。また、甲は、乙が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告その他の手続を要することなく、本件契約を即時解除することができるものとし、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わないものとします。

以上